

平成28年5月19日  
京都市交通局  
企画総務部財務課

### 最低制限価格制度の適用範囲の拡大について

ダンピング受注防止対策を徹底するため、全ての工事について、最低制限価格制度の適用範囲を、予定価格が政府調達に関する協定の適用基準額（※1）未満まで拡大します。

#### ○工事における最低制限価格制度の適用範囲

区分	改正前	改正後
地下鉄に係る特定設備工事（※2）	予定価格2億円以下	予定価格が政府調達に関する協定の適用基準額（※1）未満
上記以外の工事	予定価格が政府調達に関する協定の適用基準額（※1）未満	変更なし

※1 平成28・29年度は24億7千万円

※2 「地下鉄に係る特定設備工事」とは信号設備工事、駅務機器工事、受変電設備工事、ホームドア設備工事を指す。

○実施日 平成28年6月1日入札公告分から